

道路交通法施行令の一部を改正する政令要綱

一 自動車等の運転禁止等の報告に係る事項の通報に関する事務の警察庁長官への委任について定める。()

第四十三条の二関係)

二 この政令は、公布の日から施行することとする。(附則関係)